

「弁護士賠償責任保険」のよくある質問

Q. 保険金請求をした場合、次年度の保険料があがりますか？

A. いいえ。保険金のお支払いがあった場合でも、次年度の保険料に変更はございません。（ただし、料率改定等あった場合を除きます。）また、2026年7月1日以降のご契約から、保険金支払の際の自己負担額（免責金額）を撤廃しております。

👉 詳細については、加入者証にてご確認ください。

Q. 従業員が弁護士の指示で行った業務で、損害を与えた場合は保険の対象？

A. はい。従業員（パート、アルバイト、派遣社員を含みます。）の方が履行補助者として行った業務も、使用者である弁護士が責任を問われる場合には、保険の対象となります。

Q. 社外取締役や監査役に就任し行った業務は、弁賠で対象になるのか？

A. 対象になりません。雇用関係のある法人等（弁護士法人を除きます。）の業務を遂行したことに起因する賠償責任は対象外となります。

👉 パンフレットP13弁護士賠償（弁護士特約条項）保険金をお支払いできない場合⑤をご参照ください。

Q. 途中で弁護士が入所したり、退所した場合どうしたらいいですか？

A. 保険期間の途中で弁護士の入退所があった場合は、都度Webシステムからの変更手続きが必要です。保険料は、月割でご精算いたします。ご入所の場合は、即日加入は出来ません。最短でお申込み日の翌々営業日より加入ができます。※加入される弁護士は、弁護士協同組合への加入が必要です。

👉 詳細については、操作マニュアルにてご確認ください。

Q. 法人化した場合の手続き方法は？

A. 日弁連の法人届出番号が決定しましたら、主たる事務所の所在地のある協同組合への組合加入手続きが必要です。弁護士法人にご所属の弁護士（支店も含む）の方は、全員一括加入となります。補償内容（申込プラン）は、全員同一となり、弁護士ごとに個別のプランを選択することはできません。

なお、弁護士法人自体も被保険者となりますが、これによる追加の保険料はいただいておりません。

Q. サイバー保険の保険金額の設定方法は？

サイバー保険

A. 保険金額の設定は、賠償額より費用の支払限度額を基準に設定してください。サイバー保険では、フォレンジック調査費用は賠償ではなく費用として支払い、パソコン1台あたりの調査費用が約100万円～200万円かかる場合があります。近年、高額化しておりサイバー事故で一番費用がかかる部分です。

事務所内のIOT機器の台数に応じて決定することをお勧めいたします。

また、保険金額については定期的な見直しも大切です。

Q. 預り金を一時的に自宅に保管する場合、対象になる？

ロイヤーズマネーガード

A. 自宅の保管中は保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、通常かつ合理的な輸送過程における一時的な仮置きであれば支払の対象となります。